平成２８年（フ）第１４５号
埼玉県八潮市大字浮塚686番地１　アルネックスシティ314号室、旧住所東京都足立区花畑１丁目５番22号
債務者　大塚　弘二
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
沖縄県那覇市久米２丁目19番23号　１階
債務者　前川　和行
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１７１号
神奈川県平塚市西真土３丁目14番41号
債務者　鈴木　真郷
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７２号
神奈川県平塚市西真土３丁目14番41号
債務者　鈴木　和美
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５４号
熊本県宇城市松橋町曲野2241番地　ハイツ池ノ上202号室
債務者　清水みづほ（旧姓杉本）
１　決定年月日時　平成28年５月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９７号
神奈川県秦野市平沢385番地の６　コーポ八千代　205号、前住所神奈川県秦野市渋沢１丁目１番14号　コーポフミ　２―202号
債務者　森川正太郎
１　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２２７号
神奈川県厚木市愛名386番地１
債務者　駒形　美香（旧姓堀内）
１　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７５号
熊本市中央区島崎１丁目20番22号　福田ビル202号
債務者　水野　和子
１　決定年月日時　平成28年５月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４号
福岡市博多区比恵町12番８号比恵西原ビル２Ｆ
破産者　有限会社松尾設計事務所
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木762番地の１
破産者　有限会社橋本工業
１　決定年月日　平成28年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５７１号
宮城県塩竈市泉沢町16番１号
破産者　株式会社アベエンジニア
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
仙台市青葉区本町２丁目10番33号
破産者　株式会社ワォ・コーポレーション
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
山形県寒河江市元町３丁目13番地の13
破産者　寒河江乳販株式会社
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９７２号
愛知県豊田市月見町３丁目９番地３
破産者　株式会社ツキミ
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９８６号
愛知県小牧市三ツ渕西の坪1091、商業登記簿上の本店所在地愛知県小牧市西之島1462番地
破産者　株式会社大電
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２７号
堺市北区新金岡町４丁３番16―704号
破産者　株式会社ビルド
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８８号
大阪府池田市神田２丁目７番21号
破産者　有限会社リミットパワー
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
（最後の住所）兵庫県姫路市香寺町中寺84番地29
破産者　亡谷口勝相続財産
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６１号
兵庫県加古川市加古川町溝之口498番地の13
破産者　有限会社堀口
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部